

衆議院議員

宮本徹 様

2018年1月31日

東京多摩公団住宅自治会協議会

会長 多和 誠



国政へのご精励に敬意を表し、私たち公団住宅居住者にたいする平素のご高配に感謝申しあげます。

#### 都市機構法25条4項「家賃の減免」条項の制度実現にお力添えください

昨年11月の要請の際には、各団地いっせいに行った「第11回団地の生活と住まいアンケート」の集計結果をもとに、公団住宅居住者の収入と家賃負担の実態等についてご報告しました。

すでにご理解いただいているとおり、年金受給世帯が7割、半数が年金だけの生活をしている現状で、多くの世帯にとって家賃（＝市場家賃）支払いは耐え難くなっています。家賃の引き下げ、減免を求める声が広がっています。高齢化・収入低下がすすむなかで、この願いはますます切実です。

都市基盤整備公団が家賃原則を原価主義家賃から市場家賃に転じた際、公団住宅の公共的使命から、併せて「家賃の減免」条項が設けられ、都市機構法25条4項にうけつがれました。同項は継続家賃について、規定の家賃の支払いが困難な者にたいし「減免することができる」と定めています。この規定の本源は、公営住宅法の第1条（「住宅に困窮する低額所得者にたいし低廉な家賃で賃貸する」）、第3条（地方自治体は「公営住宅の供給を行わなければならない」）および第4条（国は地方にたいし「援助を与えなければならない」）にあります。

残念ながら政府・都市機構は、公団住宅居住者の多くが公営住宅収入階層にあることを認めながら、法25条4項にもとづく家賃措置はなんら実施されていません。

石井啓一国交大臣は2016年11～12月の衆院で「機構法25条4項の趣旨に則って適切な家賃減免措置を講じてまいりたい」と答弁されました。

家賃負担の軽減、減免実施は、公団住宅居住者にとって喫緊の課題です。

かつて家賃値上げ抑制措置が国会決議を得て実現した経過があります。法25条4項の実施についても超党派のお力添えにより早期に実現をみるべく、みなさまに強く要望する次第です。

#### 「団地別整備方針」策定に居住者との十分な協議・合意を求める

都市機構東日本の新宿アイランドタワーの処分につづき、本社横浜アイランドタワーの売却処分が進められ、私たちは都市機構および機構住宅にたいする「行政改革」の厳しさに大へん危惧と不安をいだいています。機構はいま「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」をもとに、10万戸着手、5万戸削減を柱にかけ、本年度末を目途に「団地別整備方針」策定を急いでいます。多摩地区でも、その実施に向けての具体的な動きが現れ、当該団地居住者に居住不安と困惑が起こっています。

圧倒的多数が住みなれた団地に住みつけたいと願い、セーフティネット住宅の不足が明らかに今日、公団住宅の削減、敷地の売却等は国政上の誤りと言わなければなりません。地域コミュニティは居住者が培ってきました。団地を再整備するにしても、居住者および地元自治体との十分な協議をへ、合意が当然の条件です。

この問題についても、とくに地元ご出身のみなさまには積極的なお力添えをたまわりたく切にお願いします。

以上